

大阪府大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市立学校協議会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 7
- 大阪市立学校の市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

- 港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要・・・・・・・・ 8
- 大阪市立鶴見区民センターの臨時休館の承認・・・・・・・・ 9
- 落札者等の公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 落札者等の公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 道路の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定・・・・ 17
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定・・・・ 18
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定・・・ 18
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止・・・・ 21
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定・・・・ 21
- 障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定・・・・ 22
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業の廃止・・・・ 23
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 大阪府中央卸売市場本場及び東部市場の臨時開場及び臨時休業・・・ 28
- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている

区域の指定	29
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている	
区域の指定	30
○ 放置自動車の処理	32
○ 清水駅自転車駐車場ほか 3 施設の利用料金の額の変更の承認	33
○ 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更	34
○ 地縁による団体の事務所代表者の変更	35
○ 一般競争入札の執行（大阪市交通局図面・ドキュメント管理シ ステム機器（平成 24 年度分）の借入れ）	35
○ 落札者等の公示	39
○ 落札者等の公示	39
○ 選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、40 万 を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗 じて得た数とを合算して得た数及び 6 分の 1 の数並びに大阪市 議会議員の各選挙区におけるその総数の 3 分の 1 の数	40
○ 大阪市行政委員会事務局長等専決規程の一部改正	41
公 告	
○ 一般競争入札の執行（毛馬桜之宮公園外 13 保管場所木くずの 売払い）	41
○ 一般競争入札の執行（安田ほか 5 自転車保管所古自転車等の売 払い）	44
○ 一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	47
○ 職員団体の登録事項の変更（大阪市立高等学校教職員組合）	50
正 誤	
○ 大阪市公報第 5571 号（平成 24 年 4 月 13 日）正誤表	51
○ 大阪市公報第 5573 号（平成 24 年 4 月 27 日）正誤表	52

公布された規則のあらまし

◇大阪市立学校協議会運営規則

- 1 大阪市立学校活性化条例の規定により、学校に、学校協議会を設置することとされたことに伴い、学校協議会の設置及び運営に必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 9 月 1 日から施行することにしました。

（平成24年大阪市教育委員会規則第19号 教育委員会事務局総務部総務課）

◇大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立学校に勤務する府費負担教職員について、小学校第 1 学年から第

3 学年までの子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎を行うために、勤務時間の始業及び終業の時刻を変更する早出遅出勤務制度を新たに導入することにしました。

2 この規則は、平成24年 9月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第20号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

◇大阪市立学校の市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

1 大阪市立学校園に勤務する市費負担教員について、小学校第 1 学年から第 3 学年までの子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎を行うために、勤務時間の始業及び終業の時刻を変更する早出遅出勤務制度を新たに導入することにしました。

2 この規則は、平成24年 9月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第21号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

規 則

大阪市立学校協議会運営規則を公布する。

平成24年 8 月31日

大阪市教育局
委員長 矢野裕俊

大阪市教育局規則第19号

大阪市立学校協議会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する学校協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が、当該学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の校長（園長を含む。以下同じ。）及び当該学校の所在する区の区長（以下「区長」という。）の意見を聴いて任命するものとする。

- (1) 当該学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (2) 当該学校の所在する地域の住民
- (3) 当該学校における教育活動を支援する個人又は団体の構成員

(4) 当該学校に関係を有する学校（以下「関係校」という。）の教職員（当該学校の教職員を除く。）

(5) 教育に関し学識経験を有する者

(6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、原則として3名以上10名以下とし、教育委員会が校長と協議の上、定める。ただし、校長の意見に基づき教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 委員が欠けたときは、教育委員会は、校長及び区長の意見を聴いて新たに委員を任命することができる。

（委員の服務等）

第3条 委員は、条例第9条第3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び当該学校の運営に著しく支障をきたす行為

(2) 委員としての地位を、営利行為や政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(3) 委員たるにふさわしくない非行

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の翌年度の末日までの2年以内とする。

2 第2条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

（報償金）

第5条 委員の報償金の額は、予算の範囲内で、教育長が定める。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長を置く。

2 協議会に、副会長を置くことができる。

3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、関係校の教職員である委員は、会長及び副会長になることができない。

4 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長を置いていないときは、あらかじめ会長が指名した委員が、副会長が1人であるときは、その副会長が、副会長が2人以上であるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議の招集は、会長が、会議の開催場所、日時及び案件をあらかじめ委員に通知して行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、次の各号に掲げる所掌事務を取り扱うときは、会議において採決を行わなければならない。
 - (1) 条例第9条第4項第2号の規定による学校関係者評価の実施
 - (2) 条例第9条第4項第4号の規定による児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等についての意見の陳述
 - (3) 条例第9条第6項の規定による教育委員会に対する措置の申出
 - (4) 条例第12条第1項の規定による当該学校に勤務する教員の評価の結果の分布の割合についての開示の請求
- (会議の公開)

第8条 会議の案件の審議は、次の各号に該当する場合を除き、公開するものとする。ただし、第1号オ又は第2号に該当するものとして非公開とするときは、会議において採決を行わなければならない。

- (1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合
 - ア 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報
 - イ 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、かつ、会議を公開することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報
 - ウ 法人等の情報で、会議を公開することにより、当該法人等の正当な利益を害すると認められる情報
 - エ 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報
 - オ 会議を公開することにより、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(意見の聴取等)

第9条 校長は、協議会の会議に出席して説明し、若しくは意見を述べ、又は教職員に説明させ、若しくは意見を述べさせることができる。

- 2 校長は、協議会が適正に運営されるよう、学校の運営に関する状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。
- 3 会長は、必要と認めるときは、校長に対し、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、意見を求めることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、校長の同意を得て、当該学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、その保護者の同意を得る等必要な配慮をしなければならない

い。

- 6 会長は、必要と認めるときは、会議の案件に係る専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係者の意見を聴き、又は資料の提供を受けることができる。

(意見の申出)

- 第10条** 協議会は、条例第9条第6項の規定により教育委員会に対し申出を行うときは、あらかじめ校長の意見を聴取した上で、教育委員会に文書を提出して行うものとする。

(活動状況の報告等)

- 第11条** 協議会は、その活動の状況に関する情報を発信し、保護者及び地域住民その他の関係者の連携及び協力を促すよう努めるものとする。

- 2 協議会は、会議を開催したときは、速やかに、文書により、その会議の内容を教育委員会に報告しなければならない。

(教育委員会の補佐)

- 第12条** 教育委員会は、協議会が適正に運営されるよう、本市における教育の状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会に対し、その運営に関する状況について、報告を求め、調査し、指導及び助言を行うものとする。

(委員の解任)

- 第13条** 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第3条に違反したとき

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき

(3) その他、解任に相当する事由が生じたとき

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任するときは、本人に対し、文書により、その理由を示さなければならない。

(庶務)

- 第14条** 協議会の庶務は、当該学校において処理する。

(運営に関する事項)

- 第15条** 協議会は、条例及びこの規則並びに協議会の目的に反しない範囲において、運営に関し必要な事項を定めることができる。

(委任)

- 第16条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成24年 9月 1日から施行する。

(平24. 8. 31揭示済)

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 8月31日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第20号

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（育児を行う職員及び介護を行う職員についての特例）

第5条の2 第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。

- (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の保育所等への送迎
- (2) 小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎
- (3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護

附 則

この規則は、平成24年 9月 1日から施行する。

（平24. 8. 31揭示済）

大阪市立学校の市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 8月31日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第21号

大阪市立学校の市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

（育児を行う職員及び介護を行う職員についての特例）

第6条の2 第3条第2項から第5項まで及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。

- (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の保育所等への送迎
- (2) 小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎
- (3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員 当該被介護人の介護

附 則

この規則は、平成24年 9月 1日から施行する。

（平24. 8. 31揭示済）

告 示

大阪市告示第1040号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成24年 9月 4日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 橋 下 徹

1 大阪港港湾計画の変更の概要

平成24年大阪市告示第698号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要）によりその変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

市民が自然に親しむことができる、快適で魅力ある水辺空間を創出するとともに、良好な港湾環境の保全、創出のため、緑地を次のとおり計画する。

夢洲地区		
緑地	3 ha	[既定計画の変更計画]
既定計画		
緑地	6 ha	

(2) 土地造成及び土地利用計画

土地需要の変化に対応するため、夢洲地区において土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
夢洲地区	(65)	(98)	(72)		(27)	(36)	(299)
	65	98	72	93	27	36	391

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 大阪港港湾計画の縦覧場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

(ATC I TM棟 10階)

大阪市港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日より2週間

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(港湾局計画整備部計画担当)

(平24. 9. 4 揭示済)

大阪市告示第1063号

大阪市立鶴見区民センターは、空調設備点検のため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、平成25年2月4日（月）及び同年3月11日（月）を臨時休館することを承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1064号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約制度担当（大阪市港区弁天1丁目2番1－1300号）

- ①電子調達システム運用保守業務委託（その2） ②随意 ③平成24年 8月
1日 ④日本電気（株）関西支社（大阪市中心区城見1丁目4番24号） ⑤
92,832,600円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）

（契約管財局契約部契約制度担当）

大阪市告示第1065号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎都市整備局総務部総務課契約グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①新婚世帯向け家賃補助制度にかかる電算処理業務委託（その2） ②随意
③24. 8. 1 ④S C S K株式会社 東京都港区南青山二丁目26番1号 ⑤
38,398,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（b）

（都市整備局総務部総務課）

大阪市告示第1066号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 5月21日 大阪市指令計（開）第16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区鶴橋 2丁目 133番82、133番84、133番86、133番87

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南 4丁目 5番12号 HP 本社ビル

株式会社 ハウスプロデューサー

代表取締役 安田 亮

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	22.450m	開発者	開発者	すみ切り 2カ所含む
下水道	D=200mm	3.100m	大阪市	－	0号組立マンホール インバート付 1カ所新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1067号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 8月 8日 大阪市指令計（開）第23－54号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市中心区玉造 1丁目540番 1、549番 6 の一部、567番 4 の一部、567番 5 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区阿波座 1丁目 5番16号

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役 中山 正明

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	8.400m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 2カ所 新設工
下水道	D=150mm	4.200m	大阪市	—	集水ます II型 インバート付 1カ所 新設工
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 247.34m ²

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	6.000m	70.000m	—	—	
下水道	D=150mm	3.500m	—	—	集水ます I型 1カ所 撤去工
下水道	D=200mm	4.000m	—	—	0号組立マンホール 1カ所 撤去工
下水道	D=250mm	2.150m	—	—	第4種マンホール 1カ所 撤去工
下水道	D=250mm	6.000m	—	—	集水ます 1カ所 撤去工
下水道	D=150mm	4.200m	—	—	

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示1068号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 6月14日 大阪市指令計（開）第26号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区西九条 1丁目92番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島 4丁目 3番25号フジヒサFJ中之島ビル

株式会社 フジヒサFJ

代表取締役 久保 進

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	15.920m	開発者	開発者	すみ切り 2ヵ所含む
下水道	D=150mm	2.780m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	2.580m	大阪市	—	集水ます I 型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1069号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 6月22日 大阪市指令計（開）第28号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市都島区都島本通 1丁目45番 1、45番 8 乃至45番15

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区南新町1丁目2番4号

株式会社 創造

代表取締役 寺井 義人

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	13.700m	開発者	開発者	すみ切り2ヶ所含む
下水道	D=150mm	3.750m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 1ヶ所新設工
下水道	D=150mm	4.350m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 1ヶ所新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	2.800m	大阪市	－	撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1070号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 7月23日 大阪市指令計（開）第40号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区南開2丁目14番9の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区湊町1丁目2番17-3408号

クローバー産業株式会社

代表取締役 大工 謹

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.500m	32.360m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヶ所含む
下水道	D=150mm	2.150m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 1 ヶ所 新設工
下水道	D=150mm	0.500m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 1 ヶ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	1.950m	—	—	
下水道	D=150mm	0.500m	—	—	集水ます I 型 インバート無 1 ヶ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第1071号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 1月 6 日 大阪市指令計（開）第77号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区豊里 1 丁目 2 番 8 の一部、2 番 9、2 番10、2 番11の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西 1 丁 1 番31号

株式会社サンユー都市開発

代表取締役 松永 泰成

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	23.780m	開発者	開発者	
下水道	D=200mm	1.800m	大阪市	—	
下水道	D=150mm	5.750m	大阪市	—	0号マンホール インバート付 1ヶ所 新設工
下水道	D=150mm	5.700m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 1ヶ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	1.800m	大阪市	—	集水ます 1ヶ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1072号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

廃止承認年月日及び指令番号

平成24年 9月 3日

大阪市指令大計建企 第1025号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
旭区 清水 4 丁目	9 番の一部	m 4.0	m 36.20	

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1073号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地 事業所の名称および所在地 指定年月日 サービスの種類 主たる対象者 事業所番号

特定非営利活動法人 ほっと 大阪市都島区都島中通三丁目17番6号 グランドウエ301号室 デイサービスほっと。 大阪市都島区都島中通三丁目17番6号 平成24年 9月 1日 保育所等訪問支援 障がい児
2755220049

株式会社ホッグ 大阪市住吉区長居二丁目11番18号 ホッグ 大阪市住吉区長居二丁目11番18号 平成24年 9月 1日 放課後等デイサービス 障がい児 2752020053

特定非営利活動法人 出発のなかまの会 大阪市生野区田島一丁目10番30号 子どもゆうゆう広場 みらくるちっぴ 大阪市生野区田島一丁目13番3号 平成24年 9月 1日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児
2752220075

HMDコンサルティング株式会社 大阪府中央区南船場二丁目6番2号 BSビルディング202号 児童デイサービス ILIS CLUB 東住吉 大阪市東住吉区中野三丁目6番15号 平成24年 9月 1日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児 2750820074

有限会社 ひらの 大阪市平野区長吉長原三丁目7番5号 地域生活支援センターHIRANOくれよん 大阪市平野区平野西四丁目7番28号 1階 平成24年 9月 1日 放課後等デイサービス 障がい児 2755820020

有限会社 ライフケアあっぱよね 大阪市阿倍野区松崎町四丁目9番5号 ドレミ舎らっこ組 大阪市阿倍野区阪南町一丁目12番28号 セトウのメント 苗代田101号 平成24年 9月 1日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児 2752320024

社会福祉法人 藍 大阪市平野区平野南三丁目11番35号 社会福祉法人藍 くれよん 大阪市平野区平野西四丁目7番28号 4階 平成24年 9月 1日 放課後等デイサービス 障がい児 2755820053

有限会社 障害児サポートセンター 大阪市西成区岸里東一丁目28番 9 号
a r s (アルス) 大阪市西成区玉出東二丁目 2 番29号 平成24年 9 月 1
日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児 2753320031
社会福祉法人 そうそうの杜 大阪市城東区鳴野東三丁目18番 5 号 伝
大阪市城東区蒲生三丁目11番10号 2 階 平成24年 9 月 1 日 児童発達支
援・放課後等デイサービス 障がい児 2754420020
特定非営利活動法人 ほっと 大阪市都島区都島中通三丁目17番 6 号 グラ
ンドウエ301号室 デイサービスほっと。 大阪市都島区都島中通三丁目
17番 6 - 301号 平成24年 9 月 1 日 児童発達支援・放課後等デイサービ
ス 障がい児 2755220015
有限会社 プランニング富士 大阪市平野区長吉長原四丁目13番27号 キ
ッズ 大阪市平野区長吉長原四丁目13番27号 平成24年 9 月 1 日 児童発
達支援・放課後等デイサービス 障がい児 2755820079
株式会社 グッドサポート 大阪市住之江区中加賀屋三丁目11番23号 児
童デイサービスグッドサポート 大阪市住之江区中加賀屋三丁目11番23号
平成24年 9 月 1 日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児
2755920036
社会福祉法人 スワンなにわ 大阪市浪速区浪速東一丁目11番 8 号 デイ
ケアセンター夢の希 大阪市浪速区浪速東一丁目 8 番14号 平成24年 9 月 1
日 児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児 2754320014
(福祉局障害者施策部運営指導課)

大阪市告示第1074号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第 1 項の規定により、指定
障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第24条の37の規定に
より告示する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年		
月日	サービスの種類	主たる対象者	事業所番号	
有限会社 ひらの	大阪市平野区長吉長原三丁目 7 番 5 号	相談支援事業		
ひらの	大阪市平野区長吉長原三丁目 7 番 5 号	平成24年 9 月 1 日	障が	
い児相談支援	障がい児	2775800085		

(福祉局障害者施策部運営指導課)

大阪市告示第1075号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

平成24年9月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地 月日	サービスの種類	主たる対象者	事業所の名称および所在地 事業所番号	指定年
-----------------------	---------	--------	-----------------------	-----

F u j i x 有限会社 大阪市中央区谷町七丁目3番4 - 126号	フジックス訪問介護事業所	大阪市中央区谷町七丁目3番4 - 126号	平成24年9月1日	同行援護	身体障がい者・障がい児	2719400026
--------------------------------------	--------------	-----------------------	-----------	------	-------------	------------

株式会社 ジラフ 大阪市阿倍野区阪南町一丁目16番27号	麒麟介護センター	大阪市阿倍野区阪南町一丁目16番27号	トレアール阪南町1階101号	平成24年9月1日	同行援護	身体障がい者・障がい児
------------------------------	----------	---------------------	----------------	-----------	------	-------------

2712300538

株式会社 シルバーライニング 大阪市浪速区木津川二丁目4番51号	訪問介護ぬくもり	大阪市浪速区浪速東一丁目2番13号	なに和ビル 3階	平成24年9月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児	2714300569
----------------------------------	----------	-------------------	----------	-----------	------------------	---------------------------	------------

株式会社 ケアジャパン 大阪市西成区玉出東一丁目6番10号	ハル介護サービス	大阪市西成区天下茶屋三丁目28番3号	メゾン大樹1階1号	平成24年9月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児	2713301998
-------------------------------	----------	--------------------	-----------	-----------	------------------	---------------------------	------------

合同会社 伴実 大阪市西成区潮路一丁目5番27号	介護センターともちゃん	大阪市西成区潮路一丁目5番27号	平成24年9月1日	同行援護	身体障がい者・障がい児	2713301287
--------------------------	-------------	------------------	-----------	------	-------------	------------

株式会社ジョイント 大阪市淀川区加島二丁目6番28号	ヘルパーステーション	スマイルスマイル 大阪市淀川区加島二丁目6番28号	平成24年9月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児	2719100972
----------------------------	------------	---------------------------	-----------	------------------	---------------------------	------------

株式会社 みどりケアサポート 大阪市都島区友淵町一丁目5番80 - 410号	みどりケアサポート	大阪市旭区中宮二丁目25番3号	マンションあさひ1階	平成24年9月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児	2713100747
--	-----------	-----------------	------------	-----------	------------------	---------------------------	------------

有限会社 グローバル 大阪市生野区田島一丁目15番2号	ヘルパーセンターグローバル	大阪市生野区田島一丁目15番2号	平成24年9月1日	同行援護	身体障がい者・障がい児	2712200316
-----------------------------	---------------	------------------	-----------	------	-------------	------------

松下繊維株式会社 大阪市生野区新今里六丁目5番3号	花の彩	大阪市平野区平野馬場一丁目5番24号	平成24年9月1日	生活介護	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	2715801813
---------------------------	-----	--------------------	-----------	------	----------------------	------------

A i r C l o v e r 株式会社 大阪市中央区瓦町二丁目3番14号	はぴりあ花園	大阪市西成区梅南一丁目2番26 - 806号	平成24年9月1日			
---	--------	------------------------	-----------	--	--	--

居宅介護・重度訪問介護・同行援護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 2713302004

光 株式会社 大阪市都島区友渕町三丁目1番1-602号 訪問介護サービス光 大阪市都島区都島中通二丁目24番4号 平成24年9月1日 同行援護 身体障がい者・障がい児 2715200388

NPO法人 生野共働の家 大阪市生野区巽北四丁目13番20号 くるり 大阪市生野区桃谷三丁目10番7号 平成24年9月1日 居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 2712201363

NPO法人 規公会 大阪市西区九条二丁目22番14号 ケアセンターみのり 大阪市西区九条二丁目9番16号 平成24年9月1日 居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 2711800397

株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 ニチイケアセンターとうよど 大阪市東淀川区豊里六丁目28番32号 ライトリバイタル2 1階 平成24年9月1日 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 2713001044

株式会社 ビハーラ瑞興寺 大阪市平野区平野市町三丁目4番17号 ケアサービスあんのん 大阪市平野区平野市町三丁目4番7号 平成24年9月1日 同行援護 身体障がい者・障がい児 2715801045

株式会社 f k 大阪市中央区久太郎町二丁目5番6号 B-102号 C o n f o r t d e u x 大阪市住吉区苅田三丁目2番18号 スカイハイム大喜1号 平成24年9月1日 同行援護 身体障がい者・障がい児 2712000716

合同会社 t a n o s i a 大阪市東住吉区桑津一丁目12番27号 たのしあ介護サービス 大阪市東住吉区桑津一丁目12番27号 平成24年9月1日 居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 2710801289

株式会社 と・らいず 大阪市住之江区南加賀屋四丁目4番19号 短期入所 さあ来る家 大阪市住之江区北島三丁目10番24号 平成24年9月1日 短期入所 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 2715900847

有限会社 ファミリーケアやまき 大阪市福島区鷺洲五丁目10番8号 ファミリーケアやまき 大阪市福島区吉野一丁目22番1号 平成24年9月1日 同行援護 身体障がい者・障がい児 2710200086

社会福祉法人 スワンなにわ 大阪市浪速区浪速東一丁目11番8号 デイケアセンター夢の希 大阪市浪速区浪速東一丁目8番14号 平成24年9月1日 就労継続支援(B型) 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 2714300296

株式会社 光恵 大阪市大正区北村一丁目14番18号 コウエイ 大阪市大正区北村一丁目14番18号 平成24年9月1日 共同生活介護・共同生活援助 知的障がい者・精神障がい者 2722700032

N P O法人はるかぜ 大阪市平野区平野東一丁目 7 番25 - 201号 ケアホ
ームはるかぜ 大阪市平野区瓜破一丁目 4 番 5 号 平成24年 9 月 1 日 共
同生活介護・共同生活援助 知的障がい者・精神障がい者 2725800201
(福祉局障害者施策部運営指導課)

大阪市告示第1076号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定
障害福祉サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の
規定により告示する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地 事業所の名称および所在地 廃止年
月日 サービスの種類 主たる対象者 事業所番号

株式会社 H C M 東京都港区東麻布一丁目28番13号 アミカこのはな介
護センター 大阪市此花区梅香三丁目29番18号 2 階 平成24年 6 月30日

居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・
障がい児 2712800198

有限会社 アイケア 大阪市住之江区西加賀屋二丁目 5 番28号 訪問介護
センターアイケア 大阪市住之江区西加賀屋二丁目 5 番28号 平成24年 6 月
30日 居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障が
い者・障がい児 2715900144

有限会社 ニフコ 大阪市中央区内淡路町一丁目 4 番 9 号 つくしホーム
ヘルプサービス 大阪市中央区内淡路町一丁目 4 番 9 号 平成24年 6 月30日
居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・
障がい児 2719400125

特定非営利活動法人 ねんりん 大阪市住之江区御崎二丁目 6 番15号 特
定非営利活動法人ねんりん 大阪市住之江区御崎二丁目 6 番15号 平成24年
7 月31日 居宅介護・重度訪問介護 身体障がい者・知的障がい者・精神
障がい者・障がい児 2715900128

特定非営利活動法人 やわらぎ 大阪市西区江戸堀一丁目15番26号 特定
非営利活動法人やわらぎ 大阪市西区江戸堀一丁目15番26号 大阪商工ビル10
階104 平成24年 7 月31日 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 身体
障がい者・知的障がい者 2711800025

(福祉局障害者施策部運営指導課)

大阪市告示第1077号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の19第1項の規定により、

指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日
-----------------	--------------	-------

サービスの種類	主たる対象者	事業所番号
株式会社 K・T・S 大阪市西成区岸里一丁目4番14号	相談支援センター優美 大阪市住吉区長峡町2番1号	相談支援センター優美 大阪市住吉区長峡町2番1号
平成24年 9月1日	地域移行支援・地域定着支援	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
2732000084		

社会福祉法人 いわき学園 大阪市住之江区南加賀屋三丁目9番2号	いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」 大阪市生野区小路三丁目18番7号	平成24年 9月1日
地域移行支援・地域定着支援		
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児		
2732200015		

特定非営利活動法人 Flat・きた 大阪市東淀川区豊新二丁目5番1号	シャトー玉川第一103号	自立生活センターFlat・きた 大阪市東淀川区豊新二丁目5番1号
シャトー玉川第一103号		
平成24年 9月1日		
地域移行支援・地域定着支援		
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児		
2733000018		

（福祉局障害者施策部運営指導課）

大阪市告示第1078号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日
-----------------	--------------	-------

サービスの種類	主たる対象者	事業所番号
有限会社 ひらの 大阪市平野区長吉長原三丁目7番5号	相談支援事業	ひらの 大阪市平野区長吉長原三丁目7番5号
平成24年 9月1日	計画相談支援	身体障がい者・知的障がい者
2735800134		

株式会社 K・T・S 大阪市西成区岸里一丁目4番14号	相談支援センター優美 大阪市住吉区長峡町2番1号	相談支援センター優美 大阪市住吉区長峡町2番1号
平成24年 9月1日		
計画相談支援		
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者		
2732000084		

（福祉局障害者施策部運営指導課）

大阪市告示第1079号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地 事業所の名称および所在地 廃止年月日 サービスの種類 主たる対象者 事業所番号

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内 中津更生園 大阪市北区中津一丁目4番10号 平成24年 6 月30日 地域移行支援・地域定着支援 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 2734100015

（福祉局障害者施策部運営指導課）

大阪市告示第1080号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスゲートビルディング
大阪市北区梅田3丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝
大阪市北区梅田1丁目3番1 - 1100号

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

（変更前）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 池田 靖忠
大阪市北区梅田1丁目3番1 - 1100号

（変更後）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝
大阪市北区梅田1丁目3番1 - 1100号

(4) 変更年月日

平成24年 6 月20日

2 届出年月日

平成24年 8 月30日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO ' s 棟南館4階

(2) 期間

平成24年9月14日（金）から平成25年1月15日（火）まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年1月15日（火）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第1081号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 9月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝

大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

(3) 変更事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

（変更前）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 池田 靖忠
大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

（変更後）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝
大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所

（変更前）株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 松井 達政
京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

他153者

(変更後) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 瀬良
知也

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

他153者

(4) 変更年月日

(3)①平成24年 6 月20日

(3)②平成24年 6 月26日

2 届出年月日

平成24年 8 月30日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 9 月14日 (金) から平成25年 1 月15日 (火) まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで (日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の
の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 1 月15日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1082号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する
同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスゲートビルディング

大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝

大阪市北区梅田 1 丁目 3 番 1 -1100号

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

駐輪場名	収 容 台 数	
	変更前	変更後
西梅田中央駐輪場	300台 (うち原動機付自転車30台)	—
大阪ステーション シティ駐輪場	—	300台 (うち原動機付自転車30台)
合計	300台 (うち原動機付自転車30台)	300台 (うち原動機付自転車30台)

イ 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	施設面積	
	変更前	変更後
サウスゲートビルディング地下3階	248㎡	248㎡
梅田センター	6,103㎡	—
合計	6,351㎡	248㎡

(4) 変更年月日

(3)①ア 平成24年10月31日

(3)①イ 平成24年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成24年 8 月30日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 9 月14日 (金) から平成25年 1 月15日 (火) まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで (日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 1 月15日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1083号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 西川 直輝

大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

駐輪場名	収 容 台 数	
	変更前	変更後
大阪ステーション シティ駐輪場	600台 (うち原動機付自転車60台)	300台 (うち原動機付自転車60台)
大阪駅駐輪場	—	300台
合計	600台 (うち原動機付自転車60台)	600台 (うち原動機付自転車60台)

(4) 変更年月日

平成24年10月31日

2 届出年月日

平成24年 8 月30日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成24年 9 月14日（金）から平成25年 1 月15日（火）まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市

の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 1 月15日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1084号

大阪市中心卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり中央卸売市場本場及び東部市場を臨時開場及び臨時休業する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場日

平成25年 5 月 4 日 (土)

平成25年12月23日 (月)

2 臨時休業日

平成25年 1 月 9 日 (水)

平成25年 1 月23日 (水)

平成25年 1 月30日 (水)

平成25年 2 月 6 日 (水)

平成25年 2 月20日 (水)

平成25年 2 月27日 (水)

平成25年 3 月13日 (水)

平成25年 3 月27日 (水)

平成25年 4 月10日 (水)

平成25年 4 月24日 (水)

平成25年 5 月22日 (水)

平成25年 6 月 5 日 (水)

平成25年 6 月12日 (水)

平成25年 6 月19日 (水)

平成25年 6 月26日 (水)

平成25年 7 月10日 (水)

平成25年 7 月24日 (水)

平成25年 8 月14日 (水)

平成25年 8 月15日 (木)

平成25年 8 月16日 (金)

平成25年 8 月28日 (水)

平成25年 9 月11日 (水)

平成25年10月 9 日 (水)

平成25年10月23日 (水)

平成25年11月13日 (水)

平成25年11月27日 (水)

平成25年12月11日 (水)

(中央卸売市場企画担当)



大阪市告示第1085号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年 9 月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

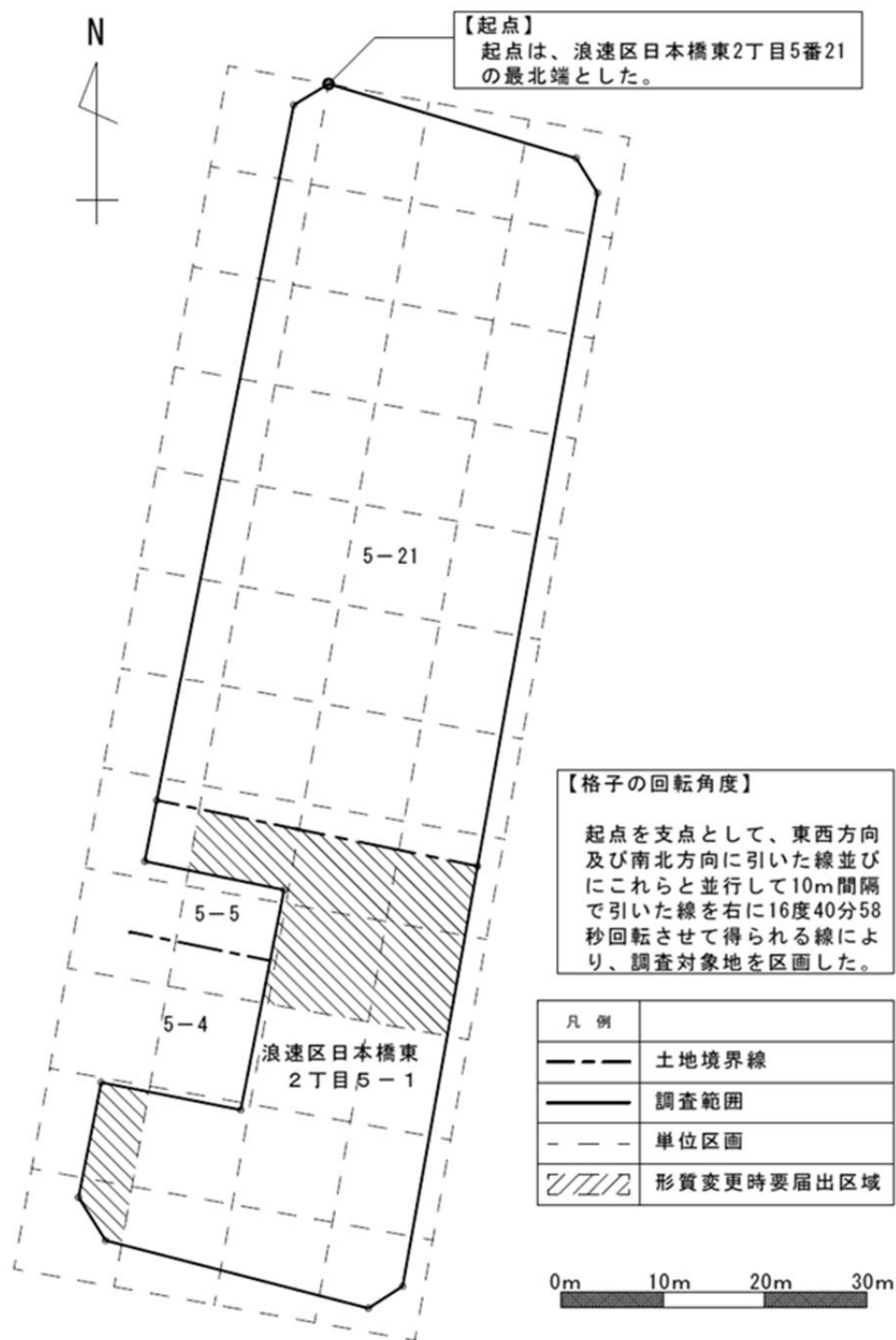
別図のとおり

（大阪市浪速区日本橋東二丁目 5 番 1 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1086号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）